

市立学校におけるいじめ重大事態調査報告書の公表について

堺市立学校において発生した、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）に関する調査結果につきまして、堺市いじめ重大事態調査委員会において、市立学校におけるいじめ重大事態に関する調査報告書が答申されましたので以下のとおりお知らせします。

1 公表期間

令和8年6月11日（木）～9月10日（木）

2 公表場所

堺市ホームページ【教育（いじめ未然防止に向けて）】

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/ijime_boshi/index.html

※上記公表期間内での掲載になります。

3 公表方法に関して

いじめ事案の調査結果の公表は、文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえています。また、いじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者から、本市ホームページでの公表に同意を得た上で、堺市情報公開条例第7条の規定による非公開情報のほか、関係当事者のプライバシーの保護及び公表の意義・目的と公表による関係当事者への影響を総合的に勘案し、一部をマスキングして公表しています。

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課：教育委員会事務局 学校教育部 学校保健体育課
電 話：072-340-0316
ファックス：072-228-7421